

## 益子町におけるケアマネジメントに関する基本方針

### 1 介護保険法の基本理念

介護保険制度の基本理念は、「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」である。(介護保険法第1条)

また、保険給付は「要介護状態等の軽減または悪化防止に資するように行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない」(同法第2条第2項) また「被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。」(同法第2条第3項) と定められている。

### 2 ケアマネジメントの基本方針

※益子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第2条

※益子町地域支援事業実施要綱第27条

#### (1) 居宅介護ケアマネジメント

- 居宅介護ケアマネジメントは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
- 居宅介護ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 居宅介護ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者等の関係機関との連携に努めなければならない。

## (2) 介護予防ケアマネジメント

- 介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
- 介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 介護予防ケアマネジメント事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 総合事業においては、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという観点からも利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要である。

## 3 ケアマネジメントの過程

- ① 受付・契約・インテーク
- ② 課題分析（アセスメント）
- ③ ケアプラン原案の作成
- ④ サービス担当者会議
- ⑤ ケアプランの実行
- ⑥ モニタリング・再アセスメント
- ⑦ 終結・記録の保存